

# 親割

親孝行タクシー®

## 親孝行タクシー®の普及による 住み続けられるまちづくりの実現

つばめタクシー株式会社 代表取締役 北 昌二郎

### 1

高齢者を取りまく現状 ～高齢者の運転免許返納と高齢者事故の現実～

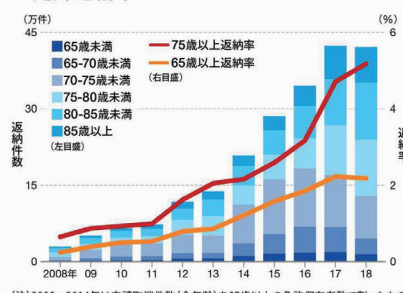
我が国では、急速に高齢化が進み、平成28年10月1日現在、65歳以上の人口は3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%と約4人に1人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、高齢化率は、総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより引き続き上昇し、48（2036）年には、33.3%と3人に1人となり、54（2042）年以降高齢者人口が減少に転じた後も上昇を続け、77（2065）年には38.4%に達すると推計されています。

このような高齢化の背景のなか、75歳以上の運転者による死亡事故について、件数自体は10年間ほぼ横ばいで推移しているものの、死亡事故件数全体が減少する中、全体に対する構成比は上昇傾向にあり、平成28年は全体の13.5%を占めています。（下図参照）



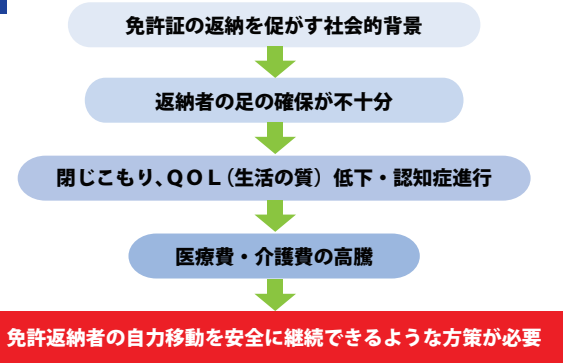
1998年、運転免許が不要になった人や、加齢に伴う身体機能低下などによって運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーが自主的に運転免許の取消（全部取消または一部取消）を申請できる制度が開始されました。しかしながら、高齢者の自立した生活に自由な移動は欠かせないことなどから、75歳以上で返納率が上昇しているとは言っても未だ5.18%にとどまっているという現状です。（右図参照）

■ 免許返納件数と免許保有人口に対する免許返納率



### 2

認知症等の医療費・介護費の高騰



### 3

高齢者の事故防止を図る画期的な事業

前述のように高齢者の事故防止・免許返納・その後の交通手段の確保という諸問題を解決することを目的として平成27年8月、全国初めて高齢の親を持つ子供が運賃の一部を負担する「親孝行タクシー」を発売・開始。



- 親と子どもが親孝行タクシーに登録し負担割合を決めます。
- 親孝行タクシー会社は、タクシーチケットを発行。  
※チケットには、1割から9割まで親が負担する割合が書かれています。
- 親はタクシー降車時にチケットを乗務員に提示し、その場で負担額を支払います。
- 残りは1ヶ月分の合計金額を親孝行タクシー会社より、子どもさんに請求します。

2019年3月、熊本県より「親孝行タクシーによる高齢者の事故防止を図る画期的な事業」として経営革新計画として認定されました。

### 4

親孝行タクシーの全国への普及

この画期的な取り組みを全国展開するにあたり、2019年5月「親孝行タクシー」を商標登録認定。また「一般社団法人親孝行タクシー全国会」を設立し、全国よりご賛同頂いたタクシー会社に会員登録し全国への波及を目指す。



一般社団法人親孝行タクシー全国会では、ふるさと納税の返礼品として「親孝行タクシー補助権」を全国統一窓口にて受付申請を行い、全国のふるさと納税サイトへの登録を推進する。また、このシステムを全国各地域にて展開していくために、「親孝行タクシー」のリーダー育成を行うアカデミック制度も視野に入れ地域高齢者の交通手段の確保という問題解決を目指しています。

### 5

住み続けられるまちづくりの実現



そのような中、私たち親孝行タクシー全国会では、SDGsの11番目のゴールである『住み続けられるまちづくり』のターゲット2である「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」で貢献したいと考えております。

### 6

「親孝行タクシー®」のシステム・登録方法について

## 親割 登録サイト



一般のお客様

タクシー会社様

#### 事前登録

登録サイトのお申し込みフォーム、ファックス申込用紙又はお電話にてお申し込みを頂きます。



#### メールにてお申し込み

お問い合わせフォームに必要事項を記載の上、メールにてお申し込み。折り返し、担当者より折り返しのご連絡を致します。



#### FAXにてお申し込み

FAX申し込み用紙にてお申し込み。折り返し、担当者より折り返しのご連絡を致します。



#### お電話にてお申し込み

お気軽にお問い合わせください

フリーダイヤル 0120-0855-06

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00

#### 一般社団法人親孝行タクシー全国会会員登録

登録サイトのお申し込みフォームにてお申し込みを頂きます。詳細のご説明等につきましては、折り返し担当者より、ご連絡致します。

#### 親孝行タクシー全国会 業務フロー

- 事業者入会申込※仮申込が必要（理事会承認後に正式入会）
- ふるさと納税サイトへの登録（事務局にて登録代行）
- 全国会への入会金
- 返納者家族がアクセスする。
- 登録タクシー会社を所管する警察署に、免許返納後の足の確保の必要性を訴えるチラシを。免許更新時に配布。又は高齢者講習や臨時高齢者講習において、チラシを配布する。チラシは全国会より送付
- 親割ステッカーの送付
- 親孝行タクシーアカデミーの運営
- ウェブサイトのバナー広告等の管理
- あいのり事業の元請を行う。
- シルバービジネスの企画
- 年間MVPの表彰式 持ち回り総会を開催する。